

令和2年5月15日

保護者様

京都市教育委員会
京都市立七条小学校
校長 新田 淳

臨時休業に伴う児童の特例預かりについて

日ごろから、本市並びに本校での教育について、御理解と御支援をいただき感謝申し上げます。

別途御連絡させていただきましたとおり、新型コロナウイルスの感染症対策拡大防止対策として、令和2年5月31日（日）まで、京都市立学校の臨時休業を延長することとなりました。

今回の臨時休業は、児童への感染リスクを下げるために行う措置であり、児童は原則として自宅で過ごし、人の集まる場所等への外出を避けていただく必要があります。

しかしながら、保護者の就労状況や学童保育所等の受入状況により、児童の居場所や安心・安全の確保に喫緊の課題を要する御家庭もあるかと存じます。そうした御家庭に限り、この度、学校で児童が過ごせるよう特例の預かりを実施いたします。

御希望される保護者におかれましては、下記留意点を熟読のうえ、別紙申請書を「特例預かり」の参加当日にお子たちにお持たせくださるか、5月18日（月）までに保護者の方がご持参ください。小学校のポストに入れていただいてもかまいません。

記

1 実施期間

令和2年5月18日（月）～5月29日（金）

※上記期間の土曜日、日曜日、祝日は実施いたしません。

2 時間

午前：8時30分～12時 午後：12時～15時30分

※8時15分～30分の間に登校するようにしてください。（時間厳守）

※時間外で下校される際は、安全面から保護者の方がお迎えください。お迎えのないときは、午前、午後それぞれの終了時刻まで過ごしてからの下校となります。

3 対象者（以下の条件をすべて満たす方）

- （1）在籍小学校の児童であること
- （2）保護者等が就業等により、やむを得ず保育できない状況にあること
- （3）祖父母等の支援が受けられない状況にあること
- （4）新1年生については、必ず保護者等が登下校に随行すること

※より一層、ご家庭でお過ごしいただくことへのご協力をお願いいたします。

4 実施場所

七条小学校 教室・図書室等

（裏面もあります。）

5 預かり中の活動内容

臨時休業期間中の家庭学習として提示している学習課題（教科書等を活用した学習，プリント等）や読書等の自学自習を中心とします。なお，新1年生は自学自習が難しいことから，読み聞かせ，お絵描きなどの活動を行います。また，運動場等で，適切な運動の機会も確保できるように取り組みます。ただし，感染拡大防止の対策を講じる必要があるため，遊具等の使用は中止します。

6 注意事項

- (1) 給食は実施いたしません。 午前・午後を通した預かりとなる場合は，弁当とお茶を持参してください。
- (2) 預かりに当たっては，別途お知らせしている「臨時休業期間中の健康管理について」でお配りした「健康観察票」を，毎日，記入のうえ，児童に持参させてください。「健康観察票」は前回配布の際にお配りしています。
- (3) 発熱，風邪等の体調不良がある場合は，児童の受け入れができません。 また，預かり時間中に発熱等の体調不良が生じた場合は，保護者のお迎えを依頼しますので，学校からの連絡が確実につくようお願いします。
- (4) 通常の登下校とは，時間帯やメンバーが異なりますので，できる限り保護者等が，送り迎えに御協力ください。なお，新1年生で，「特例預かり」を利用する児童の家庭については，必ず，保護者等が登下校に随行してください。
- (5) 遅刻や早退など，利用時間に変更が生じる場合は，学校に必ず御連絡ください。

7 申し込み

希望される場合は，別紙申請書を「特例預かり」の参加当日にお子たちにお持たせくださるか，5月18（月）までに保護者の方がご持参ください。小学校のポストに入れていただいても構いません。

なお，申請書の記載内容（申込日・時間帯等）については，御家庭でも確認できるよう，適宜，メモなどして，控えを残しておいてください。